

津山市議会事務局ソーシャルメディア運用方針（ユーチューブ編・公開用）

津山市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドラインに基づき、津山市議会事務局が運用するソーシャルメディアの運用方針（以下「運用方針」という。）を次のとおり定めます。

1 運用するソーシャルメディアの種類

ユーチューブ

2 アカウント名、URL、アカウント運用者名

- | | |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) アカウント名 | 津山市議会 |
| (2) URL | https://www.youtube.com/user/tsuyamashigikai |
| (3) アカウント運用者名 | 津山市議会事務局 |

3 目的

市民に開かれた議会を目指し、議会活動に関する情報の公開及び議会情報に対する透明性の向上のため

4 掲載内容

- (1) 本会議で行われる議員の議案質疑並びに一般質問の模様
- (2) 本会議で行われる議案や請願に対する審議の模様
- (3) 津山市議会で行う選挙の模様
- (4) その他本会議で行われる議事等の模様
- (5) 津山市議会の広報に関するもの

なお、本会議の休憩中及び地方自治法第115条の規定に基づく議決が行われた本会議の模様については、配信いたしません。また、(1)から(4)の内容については、法令等に基づく津山市議会の正式な記録ではありません。

5 運用時間

本会議ライブ中継については、4(1)～(4)に掲げる内容を、本会議当日の開会時から終了時まで配信することとし、配信は原則として執務時間内に行います。

本会議録画中継については、4(1)～(4)に掲げる内容を、原則としてその日の会議が終了し、映像配信の調整後から配信いたします。なお、配信された情報については、4年後の同月定例会の閉会日（臨時会の場合は、4年を経過した日）をもって配信を終了いたします。また掲載は原則として執務時間内に行います。

その他、4(5)津山市議会の広報に関するものについては、必要に応じて配信します。なお、配信された情報については、配信した日から1年後に配信を終了いたします。ただし、津山市議会広報調査特別委員会が認めたものは、この限りではありません。

6 コメントなどへの対応

利用者からのコメントに対しては、原則として対応いたしません。津山市議会事務局に質問などがある場合は、電話または電子メールで直接お問い合わせください。

電話：0868-32-2140

電子メール：gikai@city.tsuyama.lg.jp

7 個人情報に関する取り扱い

サービスを通じて津山市議会が提供を受けた個人情報については、津山市個人情報保護条例（平成15年津山市条例第2号）に基づき、適切に取り扱います。

8 運用指針の変更

(1) 運用指針は、予告なく変更する場合があります。

(2) 変更後の運用方針は、津山市議会事務局が別途定める場合を除き、本ページ上に掲載した時点から効力を生じるものとします。

津山市議会事務局ソーシャルメディア利用規約（公開用）

津山市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドラインに基づき、津山市議会事務局（以下「議会事務局」という。）が運用するソーシャルメディアの利用規約（以下「利用規約」という。）を次のとおり定めます。

この利用規約は、議会事務局が運用するソーシャルメディアサービスを利用する全ての方（以下「利用者」という。）に適用されます。内容を確認し、同意をいただいた上でご利用ください。

1 遵守事項

利用者は、次に掲げる行為をしてはならないものとします。利用者による投稿内容について、議会事務局が禁止事項に該当すると判断した場合は、利用者に事前に何ら通知することなく、投稿の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 津山市、他の利用者、または第三者を誹謗中傷する行為
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、または違反するおそれのある行為
- (3) 他者になりますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂などを掲載する行為
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為（ウェブサイトの紹介などを含む）
- (5) 著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害するおそれのある行為
- (6) 他の利用者又は第三者に関して、住所・電話番号、メールアドレスなどの個人情報を特定・開示・漏えいするなどの個人のプライバシーを侵害する行為
- (7) 有害なプログラムなどを送信することにより通信機器の機能を妨害する、情報を引き出す、または他者のアクセスを妨害する行為
- (8) 津山市、他の利用者、または第三者に不利益を与える行為
- (9) その他、議会事務局が不適当と判断した行為

2 知的財産権の帰属

掲載している個々の情報（文章、写真、動画、イラストなど）に関する著作権、商標権等の知的財産権は、津山市、または津山市以外の原権利者に帰属します。

3 免責事項

- (1) 議会事務局は、掲載情報の正確性、完全性、有用性を完全に保証するものではありません。
- (2) 議会事務局は、利用者が掲載情報を利用、または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害については、一切の責任を負いません。

- (3) 議会事務局は、利用者が投稿した内容についての一切の責任を負いません。
- (4) 議会事務局は、利用者間、または利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 議会事務局は、予告なしに掲載した情報を変更または削除し、サービスの運用を中断し、または中止することがあります。

4 利用規約の変更

- (1) 利用規約は、予告なしに変更する場合があります。
- (2) 変更後の利用規約は、議会事務局が別途定める場合を除き、本ページ上に掲載した時点から効力を生じるものとします。